

地方公共団体が起業支援を行う場合における 在留資格「経営・管理」の事業規模要件に係る取扱いについて

事業規模要件

在留資格「経営・管理」の事業規模要件（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令）

- 一 （略）
- 二 申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。
 - イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（中略）が従事して営まれるものであること。
 - ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
 - ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。

本件取扱いのポイント

現 行

【資本金の額又は出資の総額】

申請人が全額負担

0

500万円
以上

今 後

申請人の負担額

0

地方公共団体の
負担額

最大200万円まで考慮

本件取扱い適用の要件

- 地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居すること。
- 地方公共団体が事業所に係る経費（申請人の占有スペースの賃料のほか、共有スペースの利用料も含む。）を申請人に代わり負担していると認められること。
- 地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる金額（事業所に係る経費のほか、起業支援に係る経費を含む。）を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となること。

本件取扱い適用の効果

- 在留資格「経営・管理」の事業規模要件の第二号ハ「イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること」に該当するとして取り扱う
- 在留資格認定証明書が交付される場合又は在留資格変更等が許可される場合において決定される在留期間は「1年」

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）（抄）

別表第一（第二条の二、第二条の五、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の三十六、第二十条の二、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

（略）

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
（略）	
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）
（略）	

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）（抄）

活 動	基 準
（略）	
法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合にあっては、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。 二 申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。 イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。 ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。 ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。 三 申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
（略）	

創業外国人材の事業所確保要件の緩和

(令和2年3月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン)

規制改革の内容

特例措置前

- 創業外国人材の特例では、入国時に、6か月以内に事業所を確保する見込み等が要件。
- 入国から6か月以内に確保が求められる事業所の対象として、コワーキングスペースやシェアオフィスは認められていない。

特例措置

一定の要件を満たせば、1年間に限り、自治体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィスでも事業所として認める

効果

外国人起業家等の更なる受入れの促進

規制改革の概要

日本で創業するための入国(上陸)審査



在留資格「経営・管理」の要件

- **事業所の確保**
- 2人以上の常勤職員
or 500万円以上の出資金 等

上陸許可

6か月以内に両方満たせばよい！

既存特例

6か月



日本で創業活動！

在留継続（在留期間更新）のための審査

事業所要件は1年間だけコワーキングスペース等でもよい！

新特例

在留期間更新



事業活動の継続へ！